令８－６肢オ

第１．肢の結論

正しい

第２．業務妨害罪の「妨害」行為の解釈

１．問題の所在

美容師を解雇させて美容室経営者の業務を妨害するため，同経営者宛てに同美容師の技量に関する虚偽内容の信書を郵送した。もっとも，結果として同美容師の解雇には至らなかった。

この場合，錯誤を利用して，解雇を目的としており，「偽計をもちいて」美容師という「業務」に対して行われている。

しかし，妨害の結果が発生していない。そのため妨害行為に該当するか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

予定された結果，本件で言う解雇が発生していてなくても「妨害」行為に該当し得る。

よって，偽計業務妨害罪（２３３条）が成立する。

（２）理由

確かに，実際に解雇の結果が発生していないので，妨害行為があったとはいえない。

したがって，虚偽の内容の信書を郵送した行為は，妨害行為に該当しえないとも思える。

しかし，不都合である。

実際に，業務の円滑な追行に対する危険が発生しているのである。処罰できないことは，法益保護の目的が達成できず問題である。犯罪の成立が遅すぎる。

したがって，刑法の目的を達成するために，犯罪を成立させて，法益保護を図る必要がある。

「妨害した」としているのは，危険性の発生という抽象的危険という結果も含んでいると考える。

すなわち，刑法は，実行の着手（４３条）から見て，危険性を発生に処罰をして，目的を達成していると考えられる。

妨害行為は，刑法上，業務妨害罪で処罰するための実行行為である。したがって，「危険性を発生させる行為をした」行為も含めて「妨害」行為をしたと解するべきである。

信書を送付した時点で，これをきっかけに解雇の結果が生じる危険性があった以上，処罰に値する抽象的危険という結果が発生していると考える。

以上